

農産物検査法に基づく登録手続きに係る手数料

埼玉県農林部生産振興課

事務	手数料の額
【新規登録】 農産物検査法施行令（平成七年政令第三百五十七号）第五条第一項第二号の規定に基づく農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第一項に規定する登録検査機関の登録の申請に対する審査	150,000 円に登録の区分の数に乗じて得た金額
【登録更新】 農産物検査法施行令第五条第一項第四号の規定に基づく農産物検査法第十八条第三項において準用する同法第十七条第一項に規定する登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査	10,100 円に登録の区分の数に乗じて得た金額
【変更登録：登録の区分の増加に係るものに限る】 農産物検査法施行令第五条第一項第六号の規定に基づく農産物検査法第十九条第二項に規定する登録検査機関の変更登録（登録の区分の増加に係るものに限る。）の申請に対する審査	150,000 円
【変更登録：農産物の種類の増加に係るものに限る】 農産物検査法施行令第五条第一項第六号の規定に基づく農産物検査法第十九条第二項に規定する登録検査機関の変更登録（農産物の種類の増加に係るものに限る。）の申請に対する審査	30,000 円